

弥彦村通学路交通安全プログラム

～通学路の交通安全確保に関する取組の方針～

平成29年3月

弥彦村通学路交通安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、その後、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。その間、学校においては毎年危険個所の確認を行い、保護者への周知の他、道路管理者等への改善要望を行ってきました。

引き続き通学路の交通安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、連携を図る目的から「弥彦村通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき関係機関が更に連携を密にし、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の交通安全確保を図っていきます。

2. 通学路交通安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の組織から構成する弥彦村通学路交通安全推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置しました。

- ・三条地域振興局地域整備部維持管理課
- ・西蒲警察署交通課
- ・弥彦村総務課
- ・弥彦村建設企業課
- ・弥彦村教育委員会教育課
- ・弥彦村立小中学校

※合同点検や協議会を行う場合は、必要に応じて各関係機関の職員や自治会等が会議に入る場合もあります。

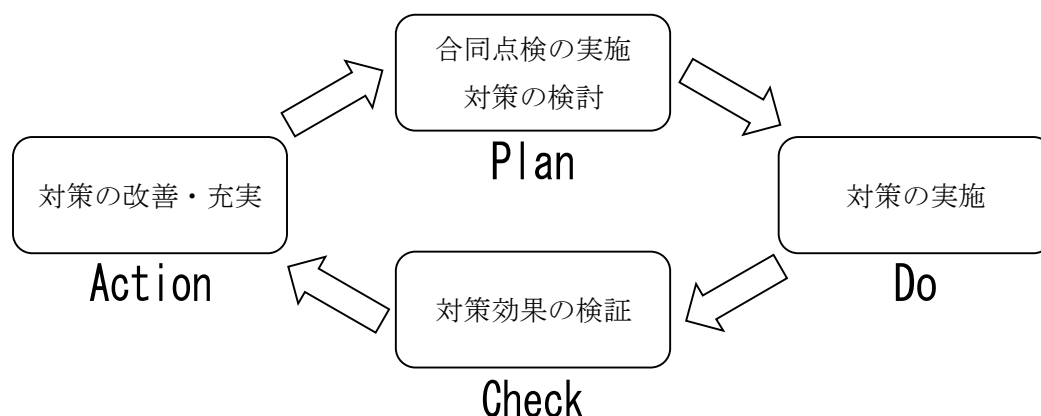
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の交通安全を確保するために、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果検証も行い、必要に応じて対策の改善を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路交通安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

ア 合同点検の実施

- ・通学路について、推進会議構成組織が連携し、学校担当者の意見を聞き必要に応じて合同点検を実施します。
- ・合同点検の実施にあたり、弥彦村交通安全協会と意見交換を通じて、通学路の交通安全について現状を把握している学校と情報の共有化を図ることとします。
- ・実施時期は、学校等を通じて通学路の交通安全確保のための要望等があげられた際、または合同点検の実施が必要と判断された場合に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

イ 合同点検の体制

- ・推進会議構成組織の他、状況により自治会などの参加を求める場合もあります。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった必要対策箇所については、必要に応じ推進会議を開催し対応策を検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の検証

対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校宛に状況調査を行い、対策効果の検証を実施します。

(6) 対策の改善

対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。